

平成21年 4月30日現在

研究種目：若手研究(スタートアップ)

研究期間：2007～2008

課題番号：19830024

研究課題名(和文) 裁判員裁判における裁判員のしろうと理論

研究課題名(英文)

Lay theory relating to factual findings in Saiban-in Saiban

研究代表者

荒川 歩(Ayumu Arakawa)

名古屋大学・大学院法学研究科・特任講師

研究者番号：90452185

研究成果の概要：

意図(特に殺意)および「合理的疑い」に関する、裁判員のしろうと理論について検討した。その結果、殺意の認定については、裁判員に独特の判断傾向があること、評議において、裁判官側が裁判員役の役割を提示せずに、裁判員側の主張を先に聞いた場合も、裁判官側が先に、定義等をしない場合も裁判員が納得する程度には違いがないことが示唆された。このことは、裁判員評議の運営において示唆を与えるとともに、学術的にも、市民の判断の特徴を考える上で有用であると考えられる。

交付額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2007年度	320,000	0	320,000
2008年度	1,030,000	309,000	1,339,000
総計	1,350,000	309,000	1,659,000

研究分野：心理学

科研費の分科・細目：心理学・社会心理学

キーワード：しろうと理論・裁判員裁判・法と心理学

## 1. 研究開始当初の背景

2009年5月から裁判員裁判が実施される。しかし、(1)日本の裁判員が、裁判で用いられる諸概念についてどのような「しろうと理論」を持っているのか、実証的な研究が行われていない。また、(2)裁判官と裁判員の判断基準のすり合わせ時期や方法とその効果について実証的研究は行われていない。

## 2. 研究の目的

(1) 意図(特に殺意)および「合理的疑い」に

関する、裁判員のしろうと理論について検討する。

(2) 裁判官と異なった場合、どの時期にすりあわせるのがいいのかについて検討する。

## 3. 研究の方法

## (1) 殺意に関するしろうと理論の検討

**実験参加者** 法学部以外の学部的大学生11名

**募集方法** 授業で呼びかけて日程を調整して、4人一組になるように設定して、参加を求めた。

**手続き** 裁判員裁判ゲームの枠組みで、架空の

シナリオに対して、模擬評議を行うように求めた。その様子は許可を得た上で録画・録音された。

**ケースの内容** 老人ホームを舞台とした、殺人事件であり、いじめを受けていた老人が、いじめていた老人に対してナイフで抵抗しようとして、胸部にナイフを突き刺し、死亡させた事件である。事実関係に争いはないが、検察側は、殺意があったとして殺人罪の適用を主張し、弁護人側は、殺意はなかったとして傷害致死罪の適用を求めている。

### 分析

判断過程をボトムアップに拾い上げるために、以下の分析を行った。第1に各セッションを文字起こした上で、発言ごとに断片化した。第2に、判断過程を収集するために、単に事実をよみあげる発話、評議の進行に関する発話、相槌など推察を含まないものを省いた。第3に、残った断片を意味的に類似したものをまとめて、ラベルを付与した(小ラベル)。第4に、さらに類似したラベルをまとめてラベル(中ラベル)を付与した。第5に、もう一度類似したラベルをまとめてラベル(大ラベル)を付与した。

### (2) 殺意に関するしろうと理論の比率の検討

**調査参加者** 19歳から26歳の大学生105名(男性40名:女性63名:不明2名)。評議体験の授業の一貫として実施し、調査に協力する人のみアンケートの提出を求めた。

**手続き** 裁判員裁判ゲーム(荒川, 印刷中)の枠組みで、学生同士4人一組での評議を体験した後、アンケートに参加した。

**裁判員裁判ゲームの事案と説示の内容** 殺人事件であり、殺意の有無を争う事案であった。裁判官による説示の中で「罪のない人を罰することを避けるため、刑事裁判には『疑わしきは被告人の利益に』という原則があります。この原則では、少しでも『合理的な疑い』がある場合には、被告人に有利なように判断することになっています。」と説明していた。

**調査項目** Appendix 1 の4つの候補の中から「疑わしきは被告人の利益に」という言葉の考え方として正しいと思われるものを複数選択可で選ぶよう求める項目、および Appendix 2 の5つの候補の中から「被告人には殺意がある」と判断するものを複数回答可で選ぶよう求める項目からなっていた。

### (3) 裁判官とのすりあわせ時期の検討

**実験参加者** 6組の評議体を形成した。各裁判体は、裁判官役として法科大学院の卒業生1名と、裁判員役として、学部生・院生4名(法学部の1・2年生を含む場合もあった)からなった。

**事案** 事案は、未必的な殺意があるか傷害致死であるかが争われている事案であった。なお、全評議体で未必的な殺意が認められた。

**手続き** それぞれ3評議体の裁判官を、次の2つの評議方略のうち片方に割り当て、評議を進

めるように求めた。評議終了後、裁判員役に質問紙への回答を求めた。

**しろうと先行条件:** 市民がもつと考えられる考え方について事前に裁判官には伝え、法的な基準をできるだけ提示せずに話を進めるように求めた。ただし、なぜ「未必の故意」のようなものも殺人として罰しなければならないのかについて裁判員には最初に説明した。

**法律先行条件:** しろうと理論には特に伝えず、最初に法的な判断基準について提示して話を進めるように求めた。

**質問紙** 評決・評議・殺意の認定基準それぞれについて満足度を5段階で回答するように求め、またそれぞれについて、満足ではない点について自由記述で回答するように求めた。

## 4. 研究成果

### (1) 殺意に関するしろうと理論の検討

Figure 1は、分析によって見いだされたラベル間の概念的関係を示したものである。

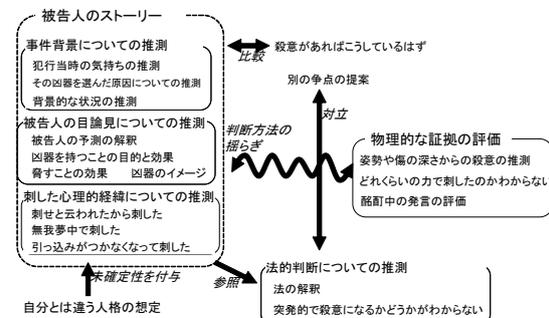


Figure 1 殺意認定に関する発話の概念的関係

Figure 1 から、被告人の心理的、物語的に理解しようという考え方(Figure 1 の左側)と物理的な証拠から評価しようという考え方(Figure 1 の右側)とがあること、そしてそのどちらに基づいて評価して良いかが揺らぐことが伺われる。また、被告人のストーリーの分析では、殺意の有無についてなかなか結論づけられないために、(法的にはどう解釈されるのかについての)法的判断について推測をたびたび行うことが伺われる。このような、ストーリーの生成は、陪審のストーリーモデル 6)を支持するものである。

殺意の有無の判断プロセスは、下記の5つのプロセスを含む。第1に、「殺意」の認定には、被告人のストーリー(事件の背景・被告人の目論見・刺した心理的経緯)を理解することが必要だと考える。第2に、「殺意」の認定には、物理的な証拠から判断することも必要だと考える。第3に、殺意があった際にとる典型的行動が存在すると考える。第4に、自分とは別の人格である可能性を想定する必要があると考える。第5に、そもそも事件は、被告人と被害者だけではなく、それらを取り巻く別の問題としても語りうる。

### (2) 殺意に関するしろうと理論の比率の検討

Figure 2は、それぞれの項目が「疑わしきは被告人の利益に」の解釈として正しいと考えた人の

数(色つき部分)を示したものである。第4項目の「一般的な基準」とともに、第2項目の「被告人の発言や行為の中に意図がよく分からない場合」に、疑わしきは被告人の利益が適用されるべきだと考えている人が多いことが読み取れる。他方で、どの項目も半分に満たず、「決定的な証拠(「死ね」と叫びながら刺している)がない場合」には「疑わしきは被告人の利益に」を適用すべきと考える人も全体の1/5近くいることが読み取れる。

このような回答のばらつきは、Figure 3 にしめした「殺意」についても同様の傾向がある。第1項目のように確実な場合や、第3項目のように一般的な事情に照らす場合がたしかに多いが、第5項目の「被告人には動機があり、実際に被害者が死んでいる」という結果だけ見て殺意があると判断する人もいた。

このように、さまざまな解釈が存在することが認められたことは、公判/評議の際に、法律家は、これらの多様な解釈に対応した説明が求められることを示している。

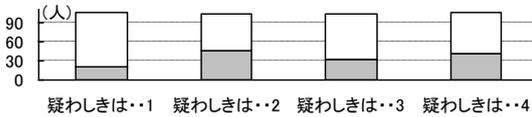


Figure 2 全回答者中各項目が「疑わしきは被告人の利益」の解釈として正しいとした人の数(Appendix 1 参照)

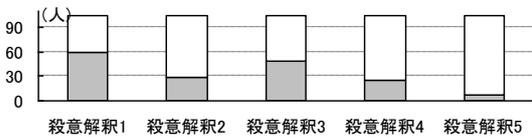


Figure 3 全回答者中「殺意」の解釈として正しいとした人の数(Appendix 2 参照)

Appendix 1 「疑わしきは被告人の利益に」の項目

1. 被告人が殺意をもって殺害したという決定的な証拠(「死ね」と叫びながら刺している)がない場合には、殺意を持っていなかった可能性があるため、「疑わしきは被告人の利益に」の観点から、被告人に殺意はないと考える。
2. 被告人の発言や行為の中に意図がよく分からない点がある場合には、もしかしたら事件が十分理解できていない可能性があるため、「疑わしきは被告人の利益に」の観点から、被告人に殺意はないと考える。
3. 被告人の気持ちの流れをイメージして、もしかしたら殺意がない可能性もイメージできた場合には、殺意を持っていなかった可能性があるため、「疑わしきは被告人の利益に」の観点から、被告人に殺意はないと考える。
4. 被告人が殺意をもって殺害したと考える一般的な基準(凶器の危険さや攻撃の強さなど)を満たす十分な証拠や事情がない場合には、殺意を持っていなかった可能性があるため、「疑わしきは被告人の利益に」の観点から、被告人に殺意はないと考える。

Appendix 2 「殺意」解釈の項目

1. 被告人には動機があり、被告人本人が実際に「殺そう」と思っていたことが明らかである。
2. 被告人には動機があり、被告人の前後の言動や状況から、あなた自身がそのような状況・言動なら殺意をもっていただろうと思える。
3. 被告人には動機があり、なおかつ、ほとんどすべての一般的な人(20人中19人)なら殺意がないと選ばないであろう凶器で、殺意がないと刺さないであろう身体部位に、刺さらないであろう深さに刺している。(=20人中1人は、その凶器や身体部位や深さが危険だと思えないかもしれない。)
4. 被告人には動機があり、なおかつ、多くの一般的な人(20人中15人)なら

殺意がないと選ばないであろう凶器で、殺意がないと刺さないであろう身体部位に、刺さらないであろう深さに刺している。(=20人中5人は、その凶器や身体部位や深さが危険だと思えないかもしれない。)  
5. 凶器も刺さった部位や深さもそれほど危険ではないが、被告人には動機があり、実際に被害者が死んでいる。

(3)裁判官とのすりあわせ時期の検討

Figure 4 は、殺意の認定基準に対する満足度の平均値と標準偏差を示したものである。統計的には差がないが、Figure 4 の平均値は、法的判断先行条件のほうが高い。

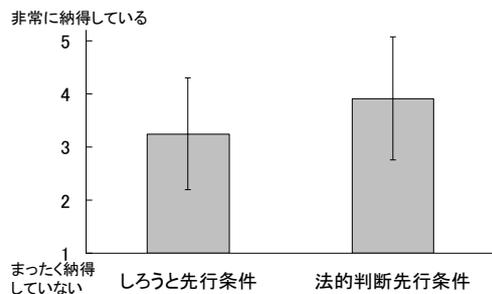


Figure 4 殺意の認定基準の満足度の平均値と標準偏差

本研究の結果は、3例の比較に過ぎないし、「経験を積んだ裁判官であればもっとうまくできる」と考えることも可能である。しかし、本研究の結果は、市民の意見をまずは聞くということが市民の「しろうと理論」と法的判断の差異を強調してしまうリスクがある可能性を示す。逆に、最初に法的判断基準を示すことは、市民の目線からの意見を抑制している可能性もある。

これらの点を検討するためにそれぞれ2ケースについて発話内容についても検討した。

Table 1 は、それぞれの評議体の①評議時間、②評議開始直後/評議終了時の殺意の有無に対する裁判員の意見分布、および③それぞれの成員のターン取得回数を示したものである。

Table 1 各評議体の評議時間および開始/終了時における殺意の有無の数、およびターン取得の回数

評議体	評議時間	殺意有/殺意無/保留		ターン取得回数 裁判官-A-B-C-D
		開始時	終了時	
専門家先行I班	45分	0/3/1	4/0/0	36-11-6-12-5
専門家先行II班	87分	2/1/1	3/1/0	74-18-10-22-37
素人先行III班	54分	4/0/0	4/0/0	75-12-6-7-44
素人先行IV班	157分	2/1/1	2/2/0	137-63-89-34-20

評議の全体的な進行順序

専門家先行1群と素人先行IV群の話題の変遷(Table 2・Table 5)、およびそれぞれの特徴的なパターン(Table 3・Table 4・Table 6)を示す。なお、【 】内は裁判員からの話題の提起を示す。

Table2 専門家先行I群の話題の変遷

意見聴取→未必的殺意の説明→殺意の認定基準の説明→凶器の種類についての確認と殺意判断→凶器の用法の確認と殺意判断→傷の場

所と深さの確認と殺意判断→動機と前後の行動の確認→動機の解説→動機と前後の行動からの殺意判断→意見聴取(2回目)→【杲然としていたことの意味の確認】→【刃物の持ち方についての議論】→【刃渡り以上に刺さっていることについての議論】→【3日間休んだことについての議論】→疑問点の提起(情報が少ないので判断できることが少ない)→意見聴取(3回目)

Table3 専門家先行 I 群の対話のパターン例(抜粋)

裁判官:えーっと。創傷というか、怪我、傷の場所とか深さとかをお話いただけますか。  
A:そうですね。うーんと、胸骨のすぐ左側をやや上方に向けて、えーと、幅1.2センチ深さ10センチで刺さっています。で、肋骨、の隙間をえぐって、刃先はほぼ心臓を貫通していました。っていうことです。  
裁判官:それについて殺意は?殺意があったかなかったかはどちらだと思いますか。  
A:部分だけで見たら、心臓なんで、あったと思います。

Table 4 専門家先行 II 群の対話のパターン例(抜粋)

裁判官: B さんはどう思われました?  
B:うーん。今の話だけでは、殺意があったと言えるかどうかは、断定できない  
裁判官:断定できないと。この、殺意はなかったんじゃないかなと思う点はどこでしょうか?  
B:うーんというかですね。別の解釈が成り立ち得るかなと思っていて。例えば、「なめるな」と言った時に、「俺はこの先ナイフを引くつもりはない。あなたが引きなさい」と言うと、警告して言ったと解釈もできるし、(後略)

Table 5 素人先行IV群の話題の変遷の前半

殺意を議論する意義の説明→意見聴取→左足の位置についての解釈について解説→傷害致死の意味について解説→【殺意と殺人罪との関係についての疑義】→ナイフの準備について→事件の概要の確認→ナイフの形状と特徴についての説明→【ナイフが深く刺さった理由について意見】→【刺したときの冷静さについての確認】→被害者からの要求の拒否とナイフとの関係についての私見→目をつむって人を殺せるかについての議論→情状酌量の可能性についての議論→殺人罪の量刑についての説明→ナイフの方向についての議論→肉にナイフを刺すときにかかる力についての議論→ナイフを放した点についての議論→【パニックになって刺したことの意味】→将来不安の解釈についての議論→ナイフを見せることと殺意の関係についての議論

Table 6 素人先行IV群の対話のパターン例(抜粋)

C:あの、殺意があったかどうかと聞かれたら、殺意があったとはおもうんですけど。これを殺人罪で問うかどうかと言われたら問いたくはないと言いたいです。  
裁判官:そこが一つ難しいところでして。殺意を認めちゃうと、殺人罪が適用されるんですね。ただ、情状酌量っていうのがありまして。(後略)  
C:・・・そうなんですけど。殺人罪というよりは傷害致死に近いのではないかなと思うんですけど、そーやっぱり未必的な殺意っていうのはあった、と思うんで。その一殺意、があったってなると殺人罪。  
裁判官:ということに。一応殺意があつて人が死んでれば、殺人罪という罪の名前、罪には問わなきゃいけない。

専門家先行 I 班では、殺意の認定基準を元に、それぞれに関する資料を確認し、個々について殺意を確認し、その集積として、専門家の文脈に則って殺意があったと認めている。この方法は、I 班では問題にはならなかったが、同じく専門家先行でも II 班ではうまくいかず、Table 4 に示した B さんとのやりとりが引き金となって、客観的事実から蓋然的に結論を導き出す法的言語と、物語的に他の可能性を想像する日常言語のほころびが生じ、結果的に、後述する素人先行型と同じ構造が顕在化している。

Table 5 に示した素人先行IV群は、基本的に最初の意見聴取で出てきた論点をもとに評議を進めているが、表 6 に示したような裁判官の裁量では調整不能な法的限界とのほころびが生じている。

本研究はわずか2事例ずつの検討であり、また裁判官の評議の司会技術の仕方に依存する部分も大きい。しかし、今回得られた結果は2つの言語をどちらかの文脈だけに単純に載せることが困難であることを示す。2つの異なる文脈の言葉をどのように繋ぐのか、その方法が模索される必要があると思われる。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 1 件)

- ① 荒川歩 「裁判員として育てる/裁判員として育つ」『UP』査読無 2009(印刷中)

[学会発表](計 7 件)

- ① 荒川歩 裁判員による「殺意」、「疑わしきは被告人の利益に」の解釈 日本心理学会 2009.8.26-28 立命館大学
- ② Ayumu Arakawa. The effect of deliberation

style on the quality of deliberation and the satisfaction experienced by jurors: Mixed jury cases. *Annual conference of American law and society*(accepted) 2009.5.28 Denver

- ③ 荒川歩 評議方法が模擬裁判官と模擬裁判員のコミュニケーションに与える影響 社会言語科学会第23回大会 2009.3.29 東京外国語大学
- ④ 荒川歩 殺意の有無についての判断過程－裁判員裁判ゲームを用いて 日本社会心理学会 2008.11.3 かごしま県民交流センター
- ⑤ 荒川歩 殺意に関する「しろうと理論」と、裁判官が「しろうと理論」を理解していることの効果 法と心理学会 2008.10.18 南山大学
- ⑥ Ayumu Arakawa. Theories relating to factual findings by Japanese lay people. *26th International congress of psychology* 2008.7.24 Berlin
- ⑦ 荒川歩 裁判員による被告人の心理状態の推定 日本感情心理学会 2008.5.18 大妻女子大学

[図書](計1件)

- ① 荒川歩 東信堂 『<境界>の今を生きる』 2009 pp.138-149

## 6. 研究組織

### (1)研究代表者

荒川 歩(Ayumu Arakawa)

名古屋大学・大学院法学研究科・特任講師

研究者番号:90452185